岩手大学ダイバーシティ推進室規則

令和4年3月25日制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則(以下「学則」という。)第7条の2の規定に基づき、 岩手大学ダイバーシティ推進室(以下「推進室」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 推進室は、次に掲げる業務を行う。
 - ダイバーシティ推進に係る政策及び社会動向の把握に関すること。
 - 二 ダイバーシティ推進に係る課題の抽出に関すること。
 - 三 ダイバーシティ推進に係る方針等の提案に関すること。
 - 四 ダイバーシティ推進に係る全学の総合調整に関すること。
 - 五 ダイバーシティ推進に向けた啓発及び広報に関すること。
 - 六 女性教員人事に係る検証・評価分析及び女性教員の採用促進に関すること。
 - 七 男女共同参画の推進及び性の多様性(LGBT/SOGI)に係る対応に関すること。

(組織)

- 第3条 推進室に、学則第14条の3の規定に基づき室長を置く。
- 2 前項に定めるほか、次に掲げる職員を置くことができる。
 - 一副室長
 - 二 兼務教員
 - 三 特任研究員
 - 四 その他推進室が必要と認める者(以下「推進室職員」という。)

(室長)

- 第4条 室長は、推進室全般の業務及び運営を統括する。
- 2 室長は、ダイバーシティを担当する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 室長に事故あるときは、副室長が、その職務を代行する。

(副室長)

- 第5条 副室長は、室長の職を補佐する。
- 2 副室長は、岩手大学(以下「本学」という。)の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の 長の同意を得て、室長が推薦し、学長が任命する。
- 3 副室長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任 者の残任期間とする。

(兼務教員)

- 第6条 兼務教員は、室長等と協力して推進室の業務を処理する。
- 2 兼務教員は、本学の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、室長が推 薦し、学長が任命する。
- 3 兼務教員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前 任者の残任期間とする。

(特任研究員)

- 第7条 特任研究員は、推進室の業務を処理する。
- 2 特任研究員は、室長が候補者を推薦し、学長が任命する。

(推進室職員)

第8条 推進室職員は、推進室の業務に従事する。

(庶務)

第9条 推進室の庶務は、人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学男女共同参画推進室規則は、廃止する。